

天塩町民保養センター

「てしお温泉夕映」「てしお温泉夕映本館」「てしお温泉夕映新館」

公募型プロポーザル審査基準

天 塩 町

令和7年10月

公募型プロポーザル審査基準

第1 総則

公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）は、天塩町民保養センター指定管理者の選定にあたり、応募者を適正に選定するための基準を示したものである。

なお、この審査基準は、天塩町民保養センター指定管理者公募要項（以下「要項」という。）その他天塩町（以下「町」という。）が、指定管理者の選定に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

第2 提案の審査

審査は、応募者から提出された提案書等に対して2段階に分けて実施する。

なお、第1段階審査において、必要な要件等を満たしていない場合は、失格とする。

第1段階審査は、町において審査することとし、第2段階審査は、天塩町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により審査する。

なお、第2段階審査にあたっては、提案内容の確認のために応募者によるプレゼンテーションを予定しているが、日時、場所、内容等については応募者に別途通知する。

【第1段階審査】

①応募者による提案書等の提出



②資格の適格検査／基本的事項の適格検査



不適格 失格

③定量的事項の審査



予定協定対価超過
第2段階審査へ



失格

【第2段階審査】

④定性的事項の審査



最優秀提案応募者と優秀提案応募者（次点）の選定

町において、資格、基本的事項の適格を審査し、適格審査に適合し、かつ、予定協定対価の定量的事項審査において予定協定対価以内の提案についてのみ、定性的事項の審査（プレゼンテーション）を行い、その合計で最優秀提案応募者と優秀提案応募者（次 点）を選定する。

第3 審査項目と配点

1 第1段階審査（町による審査）

1) 適格審査（申請資格の適格審査）

要項要件を満たしていない場合は失格とする。（適格・失格）

2) 定量的事項の審査（50.0）

管理経費の縮減に関する評価（提案協定対価に関する評価）50.0

ただし、町の予定協定対価を超えている提案は、失格とする。

注）提案協定対価とは、応募者が提出した「収支計画書（様式5）」の提案協定対価の額

2 第2段階審査〔定性的事項の審査〕（評価委員審査）（100.0）

1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること〔20.0〕

1-1 平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果に関する評価〔5.0〕

1-2 サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果に関する評価〔5.0〕

1-3 従業員の育成体制に関する評価〔5.0〕

1-4 衛生及び美観の確保に関する評価〔5.0〕

2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること〔20.0〕

2-1 施設の設置目的の理解に関する評価〔5.0〕

2-2 利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果に関する評価〔10.0〕

2-3 広報活動に関する評価〔5.0〕

3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること

〔20.0〕

3-1 適切な維持及び管理に関する評価〔10.0〕

3-2 緊急時、利用者の安全対策に関する評価〔5.0〕

3-3 施設の修繕への対応に関する評価〔5.0〕

4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること〔25.0〕

4-1 人員の確保及び採用に関する評価〔5.0〕

4-2 地域住民の紅葉の確保に関する評価〔5.0〕

- 4-3 職員の配置に関する評価〔5.0〕
- 4-4 安定的な運営が可能な経営基盤に関する評価〔5.0〕
- 4-5 収支計画の内容及び実現の可能性に関する評価〔5.0〕
- 5) その他町長が施設の性質又は目的に応じて定める基準〔15.0〕
 - 5-1 地域経済の振興及び関係機関との連携に関する評価〔5.0〕
 - 5-2 類似施設の運営実績に関する評価〔5.0〕
 - 5-3 指定管理者としての意欲に関する評価〔5.0〕

第4 第1段階審査の審査項目と評価方法

第1段階審査では、次の審査項目について、各要件の適否を確認し、要件を満たしていない場合は、失格とする。失格となった応募者は、第2段階審査は実施しない。

なお、第1段階審査の適否についてプレゼンテーション実施前に応募者(代表企業等)へ通知する。

1 適格審査

要項に示す応募資格要件を満たしていることを確認する。審査の結果、不適格となった場合は失格を原則とするが、応募者が、町の指定する期間内に代表者及び役員の制限に抵触した者を除外し、かつ、除外しても応募に伴う全ての要件を満たすための手当を行い、その内容を町が承諾した場合は、当該応募者を失格にしないものとする。

2 定量的事項の審査及び評価方法（配点：50.0）

定量的事項の審査では、提案された協定対価を適正に評価するため、次の式により算出した値を応募者の得点とする。町の予定協定対価以内の提案を行った応募者の得点は、次の算定式により計算した結果について小数点第3位を切り捨てし、小数点第2位まで求める。（端数処理は計算過程においても同様とする。）

【得点算定式】

得点＝基準配点（15）×C/A×〔（-1.5×C/B+2.2）-（A/B-C/B）〕

A：【採点の対象となる提案協定対価価格】

B：【予定協定対価】

C：【応募者のうち最も低額な協定対価】

3 予定協定対価

指定期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）における予定協定対価は、次のとおりとする。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合 計
62, 000 千円	62, 000 千円	62, 000 千円	62, 000 千円	62, 000 千円	310, 000 千円

(税別)

第5 第2段階審査の審査項目と評価方法

第2段階審査では、定性的事項について、次の審査方法に従い、各提案の採点を行う。

1 定性的事項の審査及び評価方法（配点：100.0）

定性的事項の審査については、1)～5)の各項目により、次の①～⑤の区分で評価を行い、個々の配点枠に各区分の数値を乗じたものを各項目の得点とする。

ただし、配点は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める。

① 非常に評価できる	1.00
② やや評価できる	0.80
③ 標準的	0.60
④ やや評価できない（管理運営において、やや不安要素がある）	0.40
⑤ 非常に評価できない（管理運営において、非常に問題がある）	0.20
提案すべき事項に必要な提案がされていない （プレゼンテーション・聴き取り調査の内容も含めて）	

1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上に関する評価

(配点：20)

1-1 平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果に関する評価〔5.0〕

(主な評価事項)

- ・差別的な取扱いがない
- ・事業等の内容に偏りがない

1-2 サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果に関する評価〔5.0〕

(主な評価事項)

- ・利用者の要望を取り入れる体制
- ・事業内容が施設の設備、機能を活用した内容
- ・サービス向上のための取組内容

1-3 従業員の育成体制に関する評価〔5.0〕

(主な評価事項)

- ・ 待遇等従業員の育成体制

1-4 施設の衛生、美観の確保に関する評価〔5.0〕

(主な評価事項)

- ・ 施設の衛生、美観保持の方策

2) 公の施設の効用を最大限に発揮に関する評価

(配点：20)

2-1 施設の設置目的の理解に関する評価〔5.0〕

(主な評価事項)

- ・ 施設の設置目的を達成するためのコンセプト
- ・ 施設の設置目的の理解
- ・ 利用しやすい施設とするための運営方法

2-2 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果に関する評価〔10.0〕

(主な評価事項)

- ・ 利用を増進させる工夫
- ・ 温浴、宿泊プラン、食事メニュー、物販等の具体的な企画

2-3 広報活動に関する評価〔5.0〕

(主な評価事項)

- ・ 施設の広報、広告、その他の営業活動

3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減に関する評価

(配点：20)

3-1 適切な維持及び管理に関する評価〔10.0〕

(主な評価事項)

- ・ 建物・設備等施設を適切に維持管理していくための方策
- ・ 経費の縮減が図られる取組

3-2 緊急時、利用者の安全対策に関する評価〔5.0〕

(主な評価事項)

- ・ 緊急時の利用者の安全確保の方策

3-3 施設の修繕への対応に関する評価〔5.0〕

(主な評価事項)

- ・ 修繕の早期対応

- ・修繕及び更新等の必要箇所の早期発見に係る取組

4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力に関する評価

(配点：25)

4-1 人員の確保及び採用に関する評価〔5.0〕

(主な評価事項)

- ・統括責任者、調理責任者、その他の各部門における人材・人員の確保・採用
- ・適正な労働環境の確保

4-2 地域住民の雇用の確保に関する評価〔5.0〕

(主な評価事項)

- ・町内雇用確保の方策

4-3 職員の配置に関する評価〔5.0〕

(主な評価事項)

- ・職員の配置計画かつ実現の可能性

4-4 安定的な運営が可能な経営基盤に関する評価〔5.0〕

(主な評価事項)

- ・安定的な運営が可能な経営基盤など

4-5 収支計画の内容及び実現の可能性に関する評価〔5.0〕

(主な評価事項)

- ・収入、支出の積算と業務計画の整合性
- ・収支計画の具体的かつ実現性

5) その他町長が施設の性質又は目的に応じて定める事項に関する評価

(配点：15)

5-1 地域経済の振興及び関係機関との連携に関する評価〔5.0〕

(主な評価事項)

- ・地域の経済への効果の期待
- ・町内行事への参加や関係機関との連携など

5-2 類似施設の運営実績に関する評価〔5.0〕

(主な評価事項)

- ・類似施設の運営実績、ノウハウ

5-3 指定管理者としての意欲に関する評価〔5.0〕

(主な評価事項)

- ・ 管理運営に対する意欲

第6 最優秀応募提案者等の選定方法

定量的事項の審査と定性的事項の審査の合計により、最高得点の者を最も優れた提案を行った応募者として、最優秀応募提案者、次点を優秀応募提案者として選定する。

ただし、定量的事項の審査と定性的事項の審査の合計が、最高得点で複数ある場合は、定性的事項の審査について最高得点と評価した委員数の多い者を最優秀応募提案者、次点を優秀応募提案者とする。なお、最高得点と評価した委員の数が同数の場合は、各委員協議の上、再度、評価を行い、最も良いと思われる提案について多数決により最優秀応募提案者及び優秀応募提案者を選定する。